

令和4年11月17日開会
令和4年11月17日閉会

第766回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第766回湯川村農業委員会会議録

第766回湯川村農業委員会定例総会を令和4年11月17日湯川村公民館に召集した。

1. 出席農業委員（7人）・出席推進委員（5人）

1番	鈴木光雄	2番	小沼幸子
3番	齋藤真助	5番	鴻巣重人
6番	佐藤敬一	7番	兼子房男
8番	津村榮喜	9番	渡部正美
10番	兼子力	12番	山口栄子
13番	武藤喜久子	14番	中島和裕

2. 欠席農業委員（1人）・欠席推進委員（2人）

4番	星正大	11番	佐藤孝志
15番	大場忠重		

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 石田弘恵

4. 本日の会議の案件

- 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

5. 会議の概要

（午前9時開会）

議長 皆さん、おはようございます。今月に入りまして朝晩めっきり寒くなりました。農作業につきましては、繁忙期は過ぎておりますが、11月は天候に恵まれましたので仕事はそれなりに進んだと思われまます。なお今年の収穫は、会津の作況指数99ということで、昨年よりは若干良い状況です。しかしながら米価が回復しておりませんので稲作農家は、まだまだ生産費を割る価格が推移している状況であります。交付金や補助金がなければ成り立たないわけでありまます。稲作農家にとっては、大変な状況が続きますが、村や県等の色々な支援がありますので十分活用して参りたいと思っております。

本日の出席状況でございますが、農業委員については、4番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、11番委員、15番委員から欠席の報告を受けております。農業委員8名中7名出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第766回湯川村農業委員会定例

総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定についてをお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に5番委員と6番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第19号を朗読。続けて3ページを説明。

今回の案件につきましては2件です。整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については[]集落の[]さん、譲受人は[]集落の[]さんです。申請地は大字[]の1筆でございまして、面積は632㎡です。申請内容及び契約内容ではありますが、設定の時期は許可の日、期間は永年、対価につきましては、両者間で協議した価格であります。この農地につきましては、土地所有者が今年度から利用権設定により農業法人に貸し付けたわけですが、この1筆は、面積も小さく減反田として利用しておりましたが、自宅からも離れた農地のためここ数年は耕作をされておらず草刈り等の管理のみ行っていた状況です。農業法人も利用権設定で借り受けなかった農地でもあるため今回売買に至ったものです。譲受人は申請地の隣の農地を所有耕作しており、自分の土地と合わせて水稻を作付したいと考えています。譲受人の経営方針の中で田の売買は圃場整備されている田で売買価格は、50万円程度と積算しておりまして、今回の農地は面積や圃場整備されていない農地であることや今後重機を入れて掘削や進入路を作ったりと費用がかかることなどを考慮しての価格となっております。

譲受人の農作業従事状況ではありますが、世帯員は、男性1人、女性2人であり、農業従事者は1名であります。経営面積は、94,570㎡でございまして、下限面積要件を満たしております。また遊休農地もなく経営農地全てを耕作しております。また農業用機械も所有しております。申請地の場所につきましては、

4 ページに位置図、5 ページには、公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。整理番号 1 番の説明は以上です。

続きまして、整理番号 2 番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については■■■■■にお住いの■■■■■さん、譲受人は、■■■■■です。申請地は大字■■■■■他 8 筆ございまして、合計面積は 5,871 m²です。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永年、対価につきましては、売買金額を無償であります。両者間の協議の中で来年度から米 30 キロを 13 袋、10 年間納めるとのことです。この農地につきましては、土地所有者が■■■■■にお住まいであり、宅地およびすべての農地について自分の代で処分したいとの意向でありまして現在利用権設定で耕作されております譲受人に話があり申請に至ったものです。また田については、面積も小さく圃場整備がされていない田であります。譲受人は、農作業従事状況であります。農地所有適格法人の要件を満たしております。構成員は、男性 2 人、女性 1 人であり農業従事者は 2 名であります。経営面積は、267,106 m²でございます。下限面積要件を満たしております。また遊休農地もなく経営農地全てを耕作しております。また農業用機械も所有しております。申請地の場所につきましては、7 ページに位置図、8 ページから 11 ページに公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。

整理番号 1 番及び 2 番につきまして、申請書及び現地確認等により本案件は農地法第 3 条第 2 項規定の許可審査基準、第 1 号から第 7 号の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して担当委員からの報告をお願いします。整理番号 1 番につきましては、13 番委員をお願いします。

13 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書、1 から 7 までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 続きまして、整理番号 2 番につきましては、13 番委員をお願いします。

9 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書、1 から 7 までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

14 番委員 現地調査報告書に取得後の経営面積がありますが、現状の経営面積に 5,871 m²増加になっておらず計算が合わないようだが。

事務局 今回申請のあった農地の内、田については利用権設定をしていたため、すでに譲受人の経営面積に含まれております。畑の面積が 599 m²が純増となっております。

14 番委員 了解いたしました。

議 長 他に質疑ありませんか。

(質疑なし、の声)

- 議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。
- 13番委員 議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。以上です。
- 議長 これより、議案第19号を採決したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)
- 議長 ご異議なしと認めます。これより議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。
- 議長 議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 日程第4、議案第20号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。
- 議長 はい、事務局。
- 事務局 それでは、12ページをお開きください。議案第20号、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を議案書12ページにより朗読。今回の案件は、新規が1件、再設定が2件であります。13ページから15ページまで内容を朗読。最後に農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えざる旨を述べた。
- 議長 これより議案第20号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 14番委員 整理番号2番の借賃ですが、10aあたりの金額が明示されていますが、備考の欄に賃借料情報におけるその年の平均額とする欄にチェックがありますが、どちらが正しいですか。
- 事務局 借賃の記載が正しいです。備考のチェックを削除願います。
- 7番委員 整理番号1番について、水利費はいくらになりますか。
- 事務局 東部土地改良区になりますので、10aあたり1,800円です。
- 議長他に質疑ありませんか。質疑がなければ質疑を打ち切りしたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)
- 議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。
(意見なし、の声)
- 13番委員 議案第20号の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているため、原案のとおり決定したいと思います。
- 議長 これより議案第20号の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。
- 議長 議案第20号の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。
本日の議題はすべて終了いたしましたので、第766回湯川村農業委員会定例
総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第19号 原案のとおり決定

議案第20号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和4年11月17日午前9時49分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和4年12月20日

湯川村農業委員会

会 長

5 番 委 員

6 番 委 員